

# 第三編 財政

## 第一章 財政の膨脹

### 第一節 市制當時の物價

佐賀市が市制を施行してより既に五十年の歳月を経た、その間時勢の変遷と市勢の奔屏等より、施設を要すべき事項も亦漸次多きを加へ、随て市政事務も亦逐年増加して来たことは論なきところである。

いま試に市制施行當時の状況一斑を記して見やう、当時雜商としては(明治廿二年十二月現在)

旅籠屋	四十二戸	木賃宿	二十九戸	質屋	二十一戸
理髮床	二十九戸	水草業	一戸	紺屋	二十九戸
湯屋	二十一戸	飲食店	七十六戸	貧座敷(娼妓敷)	四戸
その他	百〇二戸	計	三百五十四戸		

日用品の平均相場は(明治廿二年十二月現在)

精米	一舛	六錢五厘	麥	一舛	三錢六厘七	酒	一舛	十五錢五厘
醬油	一舛	五錢五厘	味噌	百匁	二錢六厘	塩	一舛	一錢二厘
薪	一貫	一錢二厘	木炭	一貫	五錢			

にして其の後物価は年々に騰貴を來たし、終に今日の価額を示すに至り、隨て其間に処する市の豫算等も漸次膨脹を見たることは亦已むを得ざる次第である。

## 第二章 經費

### 第一節 歳入

佐賀市が市制を布きたる明治二十二年に於ては、その歳入総額九千七百五十七円を計上したるに過ぎなかつたが、年々市勢の進展するに従ひ經費も亦増加して、十年後の明治三十二年には三万九千三百五十九円となり、大正元年には十三万五千二百五十七円となり、昭和元年には五十七万二千七百三十七円となり、同十四年の市制施行五十年後には、百十万五千二百九十二円となつた、而して之を市制最初の九千七百餘円に比すれば、實に百十三倍以上の大膨脹を示してゐる、今その辿り來れる膨脹状況を歳入出決算高に依りて觀れば左の如くである。

年次	財產收入	使用料及手數料	交附金	補助金	市稅	(繰越雜收) 入公借金	合計
明治三年	..... 円	..... 円	..... 円	..... 円	五,090 円	四,667 円	九,757 円
同 二十三年	四,667 円	三三 円	三三 円	..... 円	八,088 円	三,110 円	三三,077 円





同 二年	一七、五八八	一七、二七七	四、六二八	七、〇三二	三、〇七三	四、七六三	一、〇七五、六三〇
同 三年	一七、三三二	一七、五八八	五、九四四	一四、八二五	三、三三一	四、八二五	一、〇八、八二五
同 四年	一八、〇七〇	一七、一六六	六、五三一	一六、五五四	三、五三九	四、七五三	一、一〇、九一〇

右の内大正七年分は決算書類を見当らざるを以て豫算高を示す。

## 第二節 歳 出

歳出も亦歳入と併行して、市制施行当時の明治二十二年は九千四百五十四円であつたが、十年後の明治三十二年には三万三千七百九十二円となり、大正元年には十万七千六百三十四円となり、昭和元年には二十九万二千〇九十三円、更らに市制施行五十年後の同十四年には五十二万〇九百四十五円となり、実に市制施行当時の五十五倍餘となつてゐる、其の漸進状況左の如くである。

年 次	役所費	會議費	土木費	教育費	勸業費	衛生費	其他	合 計
明治三年	三、〇三三	三、七〇四	三三	四、七六三	一六	……	三三	九、〇〇〇
同 三年	四、〇〇一	三、三三一	三三	三、六三三	一六	……	三三	一、一〇、〇〇一
同 四年	四、七七一	三、三三一	三三	三、六三三	一六	……	三三	一、一〇、〇〇一
同 五年	四、七七一	三、三三一	三三	三、六三三	一六	……	三三	一、一〇、〇〇一
同 六年	四、七七一	三、三三一	三三	三、六三三	一六	……	三三	一、一〇、〇〇一
同 七年	四、七七一	三、三三一	三三	三、六三三	一六	……	三三	一、一〇、〇〇一

歲出

同 六年	同 五年	同 四年	同 三年	同 二年	大正 元年	同 四年	同 三年	同 二年	同 一年	同 四年	同 三年	同 二年	同 一年	同 四年	同 三年	同 二年	同 一年	同 四年	同 三年	同 二年	同 一年	
三,七七一	三,一三一	三,〇九三	三,〇六六	一八,五〇四	一五,九〇〇	一三,九六八	一三,七三一	一四,〇七九	一三,三三三	一〇,八四三	九,三三六	九,五六六	八,二六八	八,〇八三	八,一四一	七,四六七	七,三三七	七,六六一	七,八〇五	六,九九九	五,九三三	五,一四〇
八三三	七四七	八三三	七〇七	九六八	一,〇一〇	八三三	一,〇七九	七九二	五九九	五四三	六九九	五九九	三二二	三三九	一四〇	六六	八〇九	一,一〇八	七六一	五三一	五三三	五三一
二,七四〇	二,五七八	二,四七三	二,四〇七	九,四九六	九,六四三	九,三三三	八,六八八	二,三三三	二,二四一	二,三三九	二,四一四	二,三三六	二,三三二	二,〇〇九	一,九六一	三,三〇一	三,七七三	三,一〇一	八〇八	八六七	四四三	四〇〇
六,六六三	五,八六〇	四,二六九	四,八二三	六九,七三九	一三,一〇〇	三二,七二二	三〇,〇二七	四六,〇二七	三三,一六二	二六,四四〇	一九,四四三	一九,四三〇	二〇,三三三	二〇,四四〇	一八,六六四	一七,二七三	一九,六九七	一〇,一〇一	一四,一〇一	一,六八九	八,四四〇	六,三三三
一〇六	二〇八	一六八	一六四	一〇一	三三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一七	三	二七	二六	〇	〇	六	六	一	二
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
三,七三三	三,二三四	三,一七六	三,一〇八	一〇,四一〇	一〇,四一〇	一〇,四一〇	一〇,四一〇	一〇,四一〇	一〇,四一〇	八,四四三	七,七三三	七,七三三	八,二六六	八,九三三	二,七二二	六,九三三	一六,四三三	一〇,四一〇	一〇,四一〇	九,六三三	一,一四三	一,〇三三
一三,一六八	一〇,一七一	一八,四九九	一〇,一〇一	一七,九四三	一七,九四三	一六,七三三	一六,四三三	一七,三三三	一六,三三三	一四,四三三	一四,四三三	一四,四三三	一四,四三三	一四,四三三	一四,四三三	一四,四三三	一四,四三三	一四,四三三	一四,四三三	一四,四三三	一六,九三三	一五,九四三

出 歳

右の内大正七年分は決算書類を見当らざるを以て豫算高を示す。

同	一四年	一六、二二三	七、一七六	三三、六三三	三三、六三三	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	一三年	一四、六六四	八、一三一	三三、六三三	三三、六三三	一、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	一二年	一〇、九七三	六、二九〇	三三、三三八	三三、三三八	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	一一年	一一、〇三三	六、三三一	三三、一七四	三三、一七四	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	一〇年	一〇、一〇三	五、三〇〇	三三、一七四	三三、一七四	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	九年	八、三三三	四、一〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	八年	六、三三三	四、八〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	七年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	六年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	五年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	四年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	三年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	二年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
昭和元年	昭元年	七、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	一四年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	一三年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	一二年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	一一年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	一〇年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	九年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	八年	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同	七年(豫算)	六、三三三	四、三三三	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、二一〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三三、二二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇

### 第三章 特別會計

佐賀市特別會計の、大正以前に於けるものは殆ど不明である、或は之を計上せるものあるや否やさへ調査し難きものあり、蓋し昭和七年六月市廳舎の火災は、当市稀有の大火にして其際或は帳簿焼失し居るではないかとも思はる、大正以後のものにも、一二判然せざるものあるを遺憾とするが、左に決算額の判明せるものを列記し、餘は他日の調査に待つこととする。

#### 第一節 水道費

佐賀市の水道は大正三年に八万八千六百四十円、同四年に二十八万九千九百九十六円、同五年に十三万四千二百七十円の経費を要し、此等は所謂布設費として算定され、更に經常費として大正五年に四万四千餘円を計上、爾後特別會計として水道費を計上されてゐたが、昭和十年に至り一般會計に組入れらるゝ事となつた、蓋し豫算編成の簡易化に基くものか。(豫は豫算を示す、以下之に倣ふ)

年次	金額	年次	金額	年次	金額
大正五年	四,〇九 <sub>四</sub>	同 六年	六,八三 <sub>四</sub>	同 七年(豫)	一一,三、五九 <sub>四</sub>
同 八年	八,三三 <sub>四</sub>	同 九年	一〇,八二 <sub>九</sub>	同 一〇年	三三,八五 <sub>三</sub>
同 一一年	一四,四九 <sub>九</sub>	同 一二年	三三,〇六 <sub>六</sub>	同 一三年	一六,七四



同 一四年	二三、八三	昭和元年	一元、五三	同 二年	未詳
昭和三年(豫)	一三〇、七〇〇	同 四年	未詳	同 五年	未詳
同 六年	六、三三六	同 七年	五、六七	同 八年	一〇三、〇〇
同 九年	一五、七九	同 一〇年	一般会計に組入		

### 第二節 衛生基金

衛生基金は大正五年より特別会計として計上したるが、昭和十年度より一般会計に計上されてゐる、其金額は左の通りである。

年次	金額	年次	金額	年次	金額
大正五年	五三 <sup>四</sup>	同 六年(豫)	三九 <sup>四</sup>	同 七年	四七 <sup>四</sup>
同 八年	一六	同 九年	一五	同 一〇年	一七
同 一一年	一七	同 一二年	一三	同 一三年	一三
同 一四年	一六				
昭和元年	二一	同 二年	三五	同 三年	三九
同 四年	一七	同 五年	〇六	同 六年	一八
同 七年	三二	同 八年	三六	同 九年	三三
同 一〇年	一般会計に組入				

### 第三節 市廳舎建築積立金

佐賀市廳舎の建築は昭和三年であつたが、同七年六月、不幸火災に遇ひ全部烏有に歸した、間もなく再建築に着手し、昭和九年二月落成した、此の火災によりて受領したる保険金等を再建築費に充てたれば、市廳舎建築積立金としては、昭和四年度より之を廃止したのである、即ち左の如し。

大正五年	六五 <sup>円</sup>	同 六年(豫)	一〇〇〇 <sup>円</sup>	同 七年	一、二五四 <sup>円</sup>
同 八年	一、三三三	同 九年	一、二五五	同 一〇年	一、三〇〇
同 一一年	一、五六一	同 一二年	四、三三七	同 一三年	一、七元
同 一四年	一、八六一	昭和元年	二、〇一四	同 二年	二、三五六
昭和三年	一、二九三	同 四年	廃止		

#### 第四節 協和館基本財産蓄積

協和館の基本財産蓄積は大正八年度以前は未詳なるが、「佐賀市勢一斑」大正十二年の記事に依れば、大正八年度以降積立てあるようである、左れど昭和二年に至りて之を廃止せられ、更にまた別に大正九年及び十年の両年度に協和館費を計上されしも、之も大正十一年度には廃止せらる、勿論協和館基本財産蓄積と協和館費とは其名目も異なり、又豫算の根本義も異なるが、而も両者とも廃止されあるは、其の事情を知らざれど、今計上されたる各年度の数字を左に示すこととする。

協和館基本財産蓄積					
大正八年	一六 <sup>円</sup>	同 九年	一九 <sup>円</sup>	同 一〇年	三〇 <sup>円</sup>
同 一一年	三	同 一二年	三	同 一三年	六

同 一四年	元	昭和元年	一五	同 二年	廢止
	協和館費				
大正九年	三五九	同 一〇年	一、七九	同 一一年	廢止

### 第五節 社會事業資金

大正九年(其以前は未詳)及び十年には「救済資金」の名目を以て計上せられ、同十一年度に於て社會事業資金として計上さることとなつたらしい、併しそれも豫算の簡易化に基き、昭和十年より一般會計に編入して廢止となつた。

大正九年	三五九 <sub>四</sub>	同 一〇年	一、七九 <sub>四</sub>	同 一一年	八、四八五 <sub>四</sub>
同 一二年	九、四三二	同 一三年	一〇、五五六	同 一四年	一〇、〇三七
昭和元年	一八、六三三	同 二年	一、九七三	同 三年	一四、三八五
同 四年	三三、七六六	同 五年	一〇、五五四	同 六年	一一、八四〇
同 七年	一五、九六〇	同 八年	三〇、一五五	同 九年	一五、五七五
同 一〇年	廢止				

### 第六節 市營住宅費

市營住宅費は大正八年より特別會計として計上せられてゐたが、これ亦豫算編成の簡易化から昭和十年より一般會計に編入さる。

特別會計

大正八年	三、四八八 <sup>四</sup>	同 九年	三、三三九 <sup>四</sup>	同 一〇年	三、九三五 <sup>四</sup>
同 一一年	一八、三六六	同 一二年	一、三三九	同 一三年	一、四、一四七
同 一四年	一三、四三六				
昭和元年	二九、〇六三	同 二年	一三、四八三	同 三年	一三、四九九
同 四年	一三、一五九	同 五年	一五、七三三	同 六年	一五、九六六
同 七年	一三、八五九	同 八年	二四、八七	同 九年	三、三三四
同 一〇年	一般會計に編入				

第七節 常設市場費

大正八年度より計上しあるを見るが、昭和十年常設市場の廃止と共に経費計上の必要なきに至り之を廃止せらる。

大正八年	四、一五 <sup>四</sup>	同 九年	一七、三三 <sup>四</sup>	同 一〇年	三〇、八四三 <sup>四</sup>
同 一一年	一〇、〇六	同 一二年	三〇、七八	同 一三年	八、八八五
同 一四年	四、六六〇				
昭和元年	一一、〇五八	同 二年	四、四八八	同 三年	四、五七七
同 四年	五、三三一	同 五年	九、八九一	同 六年	三、七三〇
同 七年	三、五二一	同 八年	三、四八七	同 九年	三、七三〇
同 一〇年	市場廢止により計上停止				

## 第八節 行啓記念蓄積金

行啓記念蓄積金も大正九年度より計上(其以前は未詳)されるを見るも、昭和十年には是れ亦豫算編成の簡易化に依りて一般会計に編入さるゝに至つた。

大正九年	八元 <sup>四</sup>	同一〇年	壹 <sup>四</sup>	同一一年	五 <sup>四</sup>
同一二年	壹	同一三年	六	同一四年	七 <sup>五</sup>
昭和元年	二、三三	同一二年	三六	同一三年	三八
同 四年	三〇	同 五年	二九	同 六年	三〇七
同 七年	三五	同 八年	三三	同 九年	三六
同一〇年	一般会計に編入に付廃止				

## 第九節 成美高等女學校基本財産

成美高等女學校の基本財産は、大正九年度(其以前は未詳)より計上され居れるが、昭和十年度から豫算編成の簡易化に基づき一般会計に編入して之が計上を停止さる。

大正九年	二、八三〇 <sup>四</sup>	同一〇年	一八三 <sup>四</sup>	同一一年	一九五 <sup>四</sup>
同一二年	三四	同一三年	五 <sup>六</sup>	同一四年	二六 <sup>六</sup>
昭和元年	三六	同一二年	五 <sup>九</sup>	同一三年	三〇
同 四年	三九	同一五年	三四	同一六年	三四〇

特別會計

同 七年	二八三	同 八年	二九六	同 九年	三二四
同 一〇年	一般會計に編入				

### 第十節 成美高等女學校獎學資金

大正九年度(其以前は未詳)より計上されあるを見るが、昭和十年度から之も豫算編成の簡易化に基きて一般會計に編入され、其の計上を停止さるゝに至つた。

大正九年	一〇,三三〇	同 一〇年	一,〇九三	同 一一年	一,七五三
同 一二年	九二	同 一三年	九〇三	同 一四年	九五一
昭和元年	六八	同 二年	六五	同 三年	六五二
同 四年	九二	同 五年	七六〇	同 六年	七六六
同 七年	五四	同 八年	六六六	同 九年	四七四
同 一〇年	一般會計に編入停止				

### 第十一節 教育基本財産

教育基本財産もまた大正九年度(其以前は未詳)より計上を見るところなるが、昭和十年度には豫算編成の簡易化により、一般會計に編入され之を停止せらるゝに至つた。

大正九年	五,三六四	同 一〇年	三,三八九	同 一一年	二〇,七五三
同 一二年	二,九三三	同 一三年	六,三〇七	同 一四年	六,〇二三

昭和元年	四、五七	同二年	四、三九	同三年	四、一九
同四年	四、二八	同五年	四、五九	同六年	四、五〇
同七年	四、三五	同八年	四、三〇	同九年	二、五〇二
同一〇年	一般会計に編入				

## 第十二節 職業紹介所費

佐賀市では大正十一年十二月、白山町の中央常設市場内に、職業紹介所の假事務所を設置してゐたが、大正十三年四月正式の職業紹介所を白山町の西詰め、高寺の傍らに設けて紹介事務を執務してゐた、中原勇蔵は其所長であつたが、同紹介所が昭和元年國營となるに及びて、その計上されてゐた経費をも、之を廃止せらるゝ事となつた、正式紹介所としての経費左の如し。

大正一三年	三、七二三 <sup>四</sup>	同一四年	一、七五七 <sup>四</sup>
昭和元年	國營に移り計上を廃止		

## 第十三節 學齡兒童就學獎勵費

佐賀市學齡兒童の就學獎勵費は、大正十四年度(其以前は未詳)より計上せられたるを見るも、昭和十年年度以降は、是れ亦豫算の簡易化に基き、一般会計に編入されて其の計上を停止せらる。

大正一四年	三、六〇四 <sup>四</sup>
-------	--------------------

特別會計

昭和元年	三、七三 <sub>円</sub>	同 二年	二、〇美 <sub>円</sub>	同 三年	二、三美 <sub>円</sub>
同 四年	二、六〇	同 五年	二、九七	同 六年	二、七二
同 七年	二、八六	同 八年	三、二七	同 九年	三、三三
同 一〇年	一般会計に編入				

第十四節 産業獎勵基金

佐賀市の産業獎勵基金は大正十四年度より計上されあるを見る、而して昭和十年には之亦豫算の簡易化に基き一般会計に編入して廃止せらるゝに至つた。

大正一四年	五、〇〇 <sub>円</sub>	同 二年	四〇〇 <sub>円</sub>	同 三年	三六 <sub>円</sub>
昭和元年	三六五 <sub>円</sub>	同 五年	三〇〇	同 六年	一五〇
同 四年	三〇〇	同 八年	二九	同 九年	二八五
同 七年	一五〇				
同 一〇年	一般会計に編入				

第十五節 公益質屋費

公益質屋費は昭和二年度より計上し、今日に至つてゐるが、其の年々計上せられたる数字を示せば左の通りである。

昭和二年	九、五〇〇 <sub>円</sub>	同 三年	三、二〇 <sub>円</sub>	同 四年	四、三九 <sub>円</sub>
------	--------------------	------	-------------------	------	-------------------



同 五年	四、四〇九	同 六年	三、四七〇	同 七年	三、七〇一
同 八年	四、〇〇三	同 九年	三、三三九	同 一〇年	四、三六七
同 一一年	四、七三七	同 一二年	三、五八七	同 一三年	六、七三〇
同 一四年	三、三三三				

### 第十六節 孝子節婦表彰資金

孝子、節婦等の表彰資金は、昭和三年度より計上されたが、昭和十年度に至り、廃止して一般会計に編入されてゐる、是れ亦豫算の簡易化に基き、特別会計を廃止したのであるが、年々の計上した数字を記せば左の通りである。

昭和三年	一、〇〇〇 <sup>円</sup>	同 四年	七〇 <sup>円</sup>	同 五年	七〇 <sup>円</sup>
同 六年	四六	同 七年	壹	同 八年	七〇
同 九年	五	同 一〇年	一般会計に編入		

### 第十七節 公設グラウンド建設費

公設グラウンドは市内上多布施町の神野公園に設置せられ、昭和三年度よりその建設基金を計上せられたるも、之れ亦豫算簡易化に基きて昭和十年度から廃止する事となつた。

昭和三年	一、〇〇〇 <sup>円</sup>	同 四年	五 <sup>円</sup>	同 五年	五 <sup>円</sup>
同 六年	四	同 七年	五	同 八年	五
同 九年	六	同 一〇年	一般会計に編入		

第十八節 自動車事業費

佐賀市では市營事業として自動車の運転を為すこととなり、昭和十年度以来その経費を計上しつゝあるが其の毎年の計上高を示せば左の通りである。

昭和一〇年	四三 <sup>円</sup>	同一年	七、九三 <sup>円</sup>	同二年	三〇、八五 <sup>円</sup>
同 一三年	一三、二〇一	同 一四年	一四、〇七六		

第十九節 區劃整理事業費

佐賀市では都市計画事業の一部として、區画整理を行ふこととなり、特別會計として昭和十四年度から其事業費を計上されてゐる、同年度分は左の通りである。

昭和十四年 三、八二七